平成２５年（フ）第２１号
兵庫県川西市新田２丁目15番３号
債務者　島井みどり
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６号
鳥取県米子市石井1238番地　生活支援ハウスなんぶ幸朋苑
債務者　西村　優子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１３号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目10番10号　光マンション８号室
債務者　原　　仁美
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第６８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田19562番地１
債務者　甲斐　博明
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７２号
宮崎市佐土原町下田島9241番地　安藤アパート105号
債務者　直井　周作
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７０号
名古屋市守山区鳥羽見３丁目２番２号
債務者　島田　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５号
熊本県上益城郡益城町大字平田2328番６号、住民票上の住所熊本市東区尾ノ上２丁目18番８号　若葉荘101
債務者　生松　佑規
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７９号
熊本市中央区国府３丁目21番48号　ジュネス国府101号
債務者　嶋田　葉子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
名古屋市東区橦木町１丁目15番地　橦木ビル308号、従前の住所三重県桑名市大字五反田586番地２
債務者　中川　俊夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８６号
愛知県知多市朝倉町373番地　２Ｆ－Ｆ号
債務者　山本　　司
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８５号
大阪府寝屋川市香里新町７―10―503号、住民票上の住所大阪市中央区西心斎橋１丁目12番11―401号
債務者　盛山　純子（旧姓東福）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４６号
大阪府箕面市小野原東５丁目３番Ｃ―305号
債務者　小林　佳代
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３１号
大阪府枚方市船橋本町２丁目２番地　２－２Ｄ
債務者　髙尾千恵子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４２号
大阪市西成区岸里３丁目１番15号　マンションマキ３Ｂ
債務者　浅田　文子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４６号
大阪府箕面市彩都粟生南２丁目20番26号
債務者　郷田　兼夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６号
愛知県東海市高横須賀町岩屋口12番地　パークハイツ中ノ池201
債務者　末廣　厚子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９号
釧路市春採４丁目12番８号
債務者　竹口　健一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後２時30分
釧路地方裁判所